

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

【英訳名】 IR Japan Holdings, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・CEO 寺下 史郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 03-3519-6750 (大代表)

【事務連絡者氏名】 経理総務ユニット ユニット長 藤原 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 03-3519-6750 (大代表)

【事務連絡者氏名】 経理総務ユニット ユニット長 藤原 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円00銭 総額111,329,760円

効力発生日

平成27年6月25日

なお、配当原資については、その他資本剰余金といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による会社法の改正（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款の一部を変更するものであります。また、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、取締役会決議による取締役の責任免除に関する規定を新設するほか、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役に付きましても責任限定契約を締結できるよう規定の一部変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、寺下史郎、栗尾拓滋の2氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、富松圭介、木村紘一郎、家森信善の3氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額150百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円（うち社外取締役は年額40百万円）以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------------------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 77,538 | 41 | 0 | (注)1 | 可決 99.95 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 77,542 | 37 | 0 | (注)2 | 可決 99.95 |
| 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)2名選任の件 | | | | | |
| 寺下 史郎 | 77,503 | 76 | 0 | (注)3 | 可決 99.90 |
| 栗尾 拓滋 | 77,490 | 89 | 0 | | 可決 99.89 |
| 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | | | | | |
| 富松 圭介 | 75,193 | 2,386 | 0 | (注)3 | 可決 96.92 |
| 木村 紘一郎 | 77,529 | 50 | 0 | | 可決 99.94 |
| 家森 信善 | 77,526 | 53 | 0 | | 可決 99.93 |
| 第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額設定の件 | 77,458 | 121 | 0 | (注)1 | 可決 99.84 |
| 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 | 77,485 | 94 | 0 | (注)1 | 可決 99.88 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 上記の議決権の数には、出席株主の賛否の実態を反映するために、本定時株主総会の閉会後に出席株主から回収した『議決権行使結果確認用紙』の数を加算しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。